

宇治市文化芸術功労賞表彰要領

I 趣旨

この要領は、宇治市文化芸術功労賞表彰要綱に基づく表彰事務を取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

II 表彰（推薦）の基準

被表彰者・団体に係る表彰（推薦）の基準は、次のとおりとする。

(1) 文化芸術振興功労（要綱第2条第1項第1号）

市内に在住、在勤、在学する者、市内に文化芸術活動の拠点を有する団体又は所属する者で、次の要件を全て満たすもの。

ただし、過去に功労賞の表彰を受けた者を除く。

- ① 宇治市において10年以上文化芸術活動の指導的な立場に従事した者
- ② 文化芸術の継承発展に貢献した者

(2) 市民文化振興功労（要綱第2条第1項第2号）

市内に在住、在勤、在学する者、市内に文化芸術活動の拠点を有する団体又は所属する者で、次の要件を全て満たすもの。

ただし、過去に功労賞の表彰を受けた者及び団体を除く。

- ① 宇治市において20年以上文化芸術活動に従事した者又は団体
- ② 市民文化の向上発展に貢献した者

(3) 伝統文化継承功労（要綱第2条第1項第3号）

市内に在住、在勤、在学する者、市内に文化芸術活動の拠点を有する団体又は所属する者で、次の要件を全て満たすもの。

ただし、過去に功労賞の表彰を受けた者及び団体を除く。

- ① 宇治市において20年以上文化芸術活動に従事した者又は団体
- ② 伝統文化の継承に貢献した者

III 基準日及び推薦事由対象期間（当該年）等

基準日及び推薦事由対象期間（当該年）は、次のとおりとする。

(1) 基準日

毎年12月31日を基準日とする。

(2) 推薦事由対象期間（当該年）

毎年1月1日から12月31日までとする。

IV 推薦手続

推薦手続は、次のとおり行うものとする。

(1) 被表彰候補者及び団体の推薦

被表彰候補者及び団体の推薦については、宇治市文化芸術振興条例第2条で定める文化芸術団体、事業者又は所属する団体の長が行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

なお、文化芸術とは、宇治市文化芸術振興基本計画の対象とする文化芸術の範囲とする。

(2) 推薦期限

当該年の1月1日から11月30日までに推薦事由が発生した場合は12月の指定する日までに、当該年の12月1日から12月31日までに推薦事由が発生した場合は翌年の1月の指定する日までに推薦調書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(3) 提出先

〒611-8501

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市産業観光部 文化スポーツ課 文化係

TEL 0774-20-8724

E-mail bunkasportska@city.uji.kyoto.jp

V 被表彰者及び団体の決定及び表彰

被表彰者及び団体の決定及び表彰は次のとおり行う。

- (1) 被表彰者及び団体は、別に定める宇治市文化芸術功労賞選考委員会の選考を経て市長が決定する。(要綱第4条)
- (2) 被表彰者及び団体の決定及び表彰式については、被表彰者及び団体に別途通知する。
- (3) 被表彰者及び団体の表彰は、原則として市制記念式典において表彰状及び記念品を贈る。(要綱第5条)

VI その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。